

(仮称) 三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画の骨子 (案) について

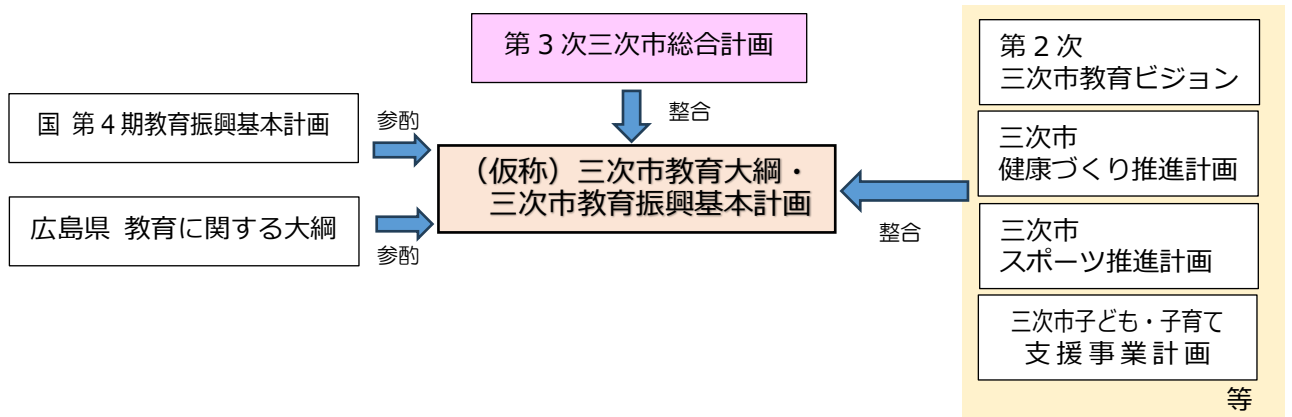
I. 策定の趣旨

社会状況が大きく変化する現在、教育を取り巻く環境も大きく変化し、新たな教育課題への対応が求められている。こうした状況に的確に対応し、本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、三次市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定する。

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に定める教育等に関する総合的な施策の大綱として位置付けるものである。

II. 計画策定の内容

1 計画の位置付け



2 計画の構成と他の計画等との理念の共有



※策定中の第3次三次市総合計画と整合を図るとともに、大綱に掲げる基本的な方針のうち、教育委員会が取り組む施策を、教育振興基本計画の施策に位置づける。その他の施策の具体化については各個別計画に委ねる。

3 計画期間

令和6年度～令和10年度(5か年)

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第3期教育振興基本計画(文科省)				第4期教育振興基本計画(文科省)								
広島県 教育に関する大綱		広島県 教育に関する大綱										
第2次三次市総合計画(改訂版)					第3次三次市総合計画							
第2次三次市教育大綱					(仮称) 三次市教育大綱・ 三次市教育振興基本計画							
三次市教育ビジョン		第2次三次市教育ビジョン										

4 計画の進め方と進捗管理

子育て・教育・福祉・まちづくりなどに関係する部署はもとより、各種団体・企業・大学など、多様な主体との連携・協働を図りつつ、計画を推進する。

計画の推進状況を適宜検証することとし、ホームページで公表する。また、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討する。

Ⅲ. 教育大綱

1 基本理念

現在 「高い志をもち 夢や目標の実現に挑戦し 自立を図るとともに
他者と協力し 住み続けたいまち三次の実現に貢献する
心豊かでたくましい ひとづくり」



案 「高い志をもち 夢や目標に向けて挑戦し 自立を図るとともに
多様な共創により 住み続けたいまち三次を実現する
心豊かでたくましい ひとづくり」

【ポイント】

- ・基本理念は本市の教育に関する長期的なビジョンとして掲げたものであり、第2次三次市総合計画の検証からも大幅に変更する必要はなく、基本的な考えは維持する。
- ・国の第4期教育振興基本計画、広島県の教育に関する大綱を参酌するとともに、第3次三次市総合計画との整合を図る。
- ・三次市教育振興基本計画策定懇話会での意見を参考とする。

2 基本方針

施策の基本方針については、本市の最上位計画である現在策定中の第3次三次市総合計画の内容との整合を図る。

(1) 子どもの未来応援

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制の充実
- ・ 一人ひとりの育ちを大切に作る環境づくり
- ・ 多様な子育て世帯への支援
- ・ 子どもが高い志をもち、夢や目標の実現に挑戦するために必要な力の育成
- ・ 多様な人々とつながり、次代を担う自覚が育つ学校づくり
- ・ 子どもの創造性を育む豊かな学びの環境づくり

(2) 豊かな心と生きがい

- ・ 地域文化資源の積極的活用による芸術・文化の振興
- ・ 歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成
- ・ 生涯を通じた学びの推進
- ・ 子どもたちがスポーツや文化活動に親しむ機会の創出
- ・ スポーツによる地域活性化の推進

(3) 多文化・共生

- ・ 一人ひとりを尊重し合う共生社会の推進
- ・ 平和の継承と国際交流の推進

IV. 教育振興基本計画

1 スローガン

「みよし結芽人 ゆめびと ～幸輝心こうきしん～」

2 施策の方向性

(1) 自立

- ・ 自らの意志を持ち、主体的に考えて行動・挑戦し、必要な助けがあれば、それを他者から受け取りながら、誰もが自分らしく生きることをめざす。

(2) 共創

- ・ 課題の解決策がない中でも、他者と協働し、試行錯誤しながら納得解を見出したり、新たな価値を創造したりすることをめざす。

(3) Well-being (ウェルビーイング) ※1

- ・ 多様な個が「つながり」を広げながら、幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会全体が幸せや豊かさを感じられることをめざす。

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(4) 情報発信

- ・ 広くわかりやすい情報発信をすることで、様々な人とのコミュニケーションを深

めるとともに、情報や支援の必要な人が求める情報にアクセスしやすくなることをめざす。

(5) DX（デジタル・トランスフォーメーション）※2

- ・教育DXとして、学習のあり方や指導方法の改革を進めるとともに、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革をめざす。
- ・また、歴史・伝統・文化への活用にもつなげていく。

※2 進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

<目標と基本施策>

(1) 新しい時代に求められる資質・能力や確かな学力の育成

- ・チーム学校による児童生徒の学力の向上
- ・読解力及び発信力の向上
- ・個別最適な学びの実現・情報活用能力の育成
- ・読書活動の充実
- ・英語教育，国際理解教育の充実
- ・健康教育及び防災教育の充実
- ・教育政策研究チームによる先進的な教育施策の調査研究

(2) 多様な居場所や学びの場の創出

- ・特別支援教育の充実
- ・いじめ・不登校対策及び生徒指導の充実による安全・安心な居場所と学びの場づくり
- ・予防的支援を含めたセーフティネットの充実
- ・放課後児童クラブなどの子どもの居場所づくりの充実

(3) 学校・家庭・地域等の連携協働

- ・小中9年間を貫く三次市独自のコア・カリキュラムの開発
- ・体験活動の充実
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進
- ・家庭教育支援の充実
- ・中学校部活動の地域移行の推進
- ・他地域・各種団体との交流など、多様なつながりの場・体験の創造

(4) 魅力ある教育環境の整備・充実

- ・児童生徒一人ひとりに最適化された学びを実現する小中学校の適正配置及び施設整備
- ・給食における地産地消と食育の推進

(5) 心の豊かさを育む文化芸術の振興

- ・ 良質な芸術鑑賞機会の提供
- ・ 芸術・文化活動の発表の場の提供
- ・ 体験を交えた子ども向け芸術普及活動の推進

(6) 魅力あふれる歴史・伝統・文化の保存と活用

- ・ 分かりやすい歴史・文化財の情報発信
- ・ デジタル技術を活用した文化財の計画的保護
- ・ 地域の歴史を学ぶ講演会やシンポジウムの開催
- ・ 伝統・文化の継承と新たな価値の創造

(7) 生涯の学びを支える環境の充実

- ・ 市内外の学びの場の情報集約と発信
- ・ 市民が集う図書館事業の推進
- ・ 効率的かつ有効な施設利用の促進
- ・ 国内外との積極的な連携・交流の促進

【参考】

・ 今後のスケジュール

内容	令和5年			令和6年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
教育委員会会議	←			報告・審議	→ ● 議決			
総合教育会議			● 協議・調整		● 協議・調整	● 協議・調整	計 画 期 間 開 始	
庁内（策定委員会）	←			原案検討	→			
策定懇話会		● 11/7	● 12/21	● 1/17	● 意見書			
議会			● 報告		● 報告			
市民			↔	↔ アンケート（中・高校生：12/1～12/7）		↔		
			↔	↔ アンケート（市民：12/1～12/20）		↔ パブリックコメント		